

総務文教常任委員会会議記録

(請願審査・要望等調査・所管事務調査)

1. 開催日	平成30年6月7日(木)
2. 場所	議員協議会室
3. 出席議員	隅田雅春委員長、栗山泰三副委員長、安井博幸委員、恒田正美委員、河南克典委員、奥土居帥心委員、森本富夫議長
4. 参考人	紹介議員 木戸貞一議員 篠山を元気にする会 代表 市名変更問題駆込み処 代表 市名を「丹波篠山市」にする市民の会 代表
9. 会議に付した事件	<p>請願第 2号 市名変更は市民の手で決める機会の創出を求める請願</p> <p>要望等調査 市名変更に関する住民投票の実施について(要望)</p> <p>要望等調査 丹波篠山市への早期変更を求める要望書</p> <p>所管事務調査 住民投票について</p>
10. 議事の経過	<p>10:25 開会</p> <p>隅田委員長 挨拶</p> <p>隅田委員長 開議宣告</p> <p>日程第2 要望等調査 市名変更に関する住民投票の実施について(要望)</p> <p>【主な説明】 要望書に基づき説明</p> <p>【主な質疑】 奥土居委員 住民投票については、選挙人名簿の1/5以上の署名を集めて市長に請求することができるが、その署名数はハードルが高いと感じ、今回、要望されたのか。</p>

参考人	住民請求するには、7,000人余りの署名を集めなければならない。当駆込み処は、数人で市民の声を吸い上げる作業を行っていることもあり、署名を集めるとなると、非常にハードルが高いと感じている。
奥土居委員	住民投票条例については、今後、議会の中でも議論する機会もあると考えるので、その際には慎重に議論させていただきたい。
森本議長	市名変更に賛同する署名が、重複を除き、9,024人からあったことについては、どのように受け止めているのか。
参考人	市名変更に賛成の署名は、職場の上司や自治会の中で署名を求められれば、拒否できないという状況があったと聞いている。署名された方の意思が本当に反映されているのか、疑わしいと感じており、「つきあい」の中での署名が多いと考えている。
安井委員	住民投票ではなく、アンケートを実施することについてはどのように考えるのか。
参考人	例えば、10,000人を抽出し、アンケートを実施する方法も検討したが、それが本人の意思が反映された回答なのか、疑わしいことから、アンケート調査よりも公職選挙法等の規定の例により実施される住民投票を求めたい。
安井委員	アンケート調査対象者を抽出するのではなく、市内の全有権者に対してアンケート調査を実施することについてはどうか。
参考人	選挙と同様の方法で実施された住民投票は公正な結果が出るが、封書等によるアンケートの回答は、本人が回答したかどうか疑わしい部分もあり、本人の意思が反映されているとは考えにくい。
森本議長	住民投票の結果、投票率が50%に満たない場合は、開票しないと規定されているが、住民投票を実施した場合、投票率は50%を超えると考えるのか。
参考人	単独で住民投票を実施した場合、投票率50%は非常に難しいラインだと考えるので、投票率を上げるためにも市長選と同時実施が望ましいと考えている。 住民投票の実施に向けて、尽力いただきたい。

日程第1 請願第2号 市名変更は市民の手で決める機会の創出を求める請願

【主な説明】

請願書に基づき説明

【主な質疑】

- 安井委員 請願書提出にあたって、その趣旨に賛同された方が71名とのことであるが、その71名のうち、市名変更に賛成、反対の割合はどの程度か。
- 参考人 市名変更に賛成、反対、また興味のない方の割合は同じくらいである。
- 河南委員 篠山を元気にする会の活動目的について説明願いたい。
- 参考人 当会は、子育て世代を中心に組織している。これからの篠山をよくしていきたいという強い思いを持っており、私たちのような世代から声を上げることで篠山をよくしたいと考えている。
- 河南委員 現在、会員数が約30名とのことであるが、すべて子育て世代の方なのか。
- 参考人 そうである。
- 河南委員 会員はどこかの地域に集中しているのか。
- 参考人 市内の特定の地域に偏っているわけではない。色々な地域から集まっている。
- 奥土居委員 請願項目2「住民投票は一般選挙と同時に行う等、出来るだけ経費がかからない方法をとること。」について、「出来るだけ」とあるが、できなければ、単独での住民投票の実施でもよいという願意か。
- 木戸議員 篠山を元気にする会の会員は主婦層が多く、住民投票を実施するにも大きな経費がかかることから、請願項目2の願意は外したくないという思いを持っておられる。「出来るだけ」と記載しているが、ぜひこの願意は認めてほしいという思いを持っておられると確認している。「出来なくてもよい」という補足の意味合いではないと認識いただきたい。
- 奥土居委員 請願書に「出来るだけ」と記載しなくてもよかったのではないか。「一般選挙と同時に行う等、経費がかからない方法をとること。」でよかったのではないか。住民投票を実施する場合は、選挙と同時に実施してほしいという願意でよいか。
- 木戸議員 基本は選挙以外に方法があれば、また別であるが、今具体的なところまではわからないので、経費のかからない方法ということでご理解いただきたい。基本的には議会でも単独で住民投票を実施する場合の経費が約2,500万円、選挙と同時に実施する場合は約400万円

	と公式的な数値として選挙管理委員会事務局からも示されているので、それなら当然経費のかからない方法を選択してほしいという思いを汲んでいただければと思う。
奥土居委員	最終的に聞くが、単独の住民投票ではないということによいか。
木戸議員	そのようにご理解いただけたらと思う。
安井委員	経費のかからない方法で市民の意向を問うために全有権者に対してアンケート調査を実施することも一つの方法であると考えますが、そのような方法ではなく、公職選挙法等に基づき、選挙管理委員会が執行する住民投票でないで市民の意見が反映されないと考えているのか。
木戸議員	請願者からそのような意見は何っていないが、約4万2千人の市民に対して、往復はがきなどの方法で調査を実施した場合、郵送料だけで400万円を超える経費が必要となる。経費のかからない方法ということでご理解いただきたい。請願は、経費のかからない方法ということで住民投票の実施を願意としているが、それ以外に経費のかからない方法が他にあるのかまでは把握できるものではないので、今回の請願の願意を汲んでいただければと考える。
奥土居委員	単独での住民投票の実施を望まない理由は、2,500万円の価値がないということか、市の財政を心配してということか。
木戸議員	一般の方からは、2,500万円の経費を他の施策に回せるのではないかと聞く。そこまでかけてよいかという判断については、期限が決まっており、緊急性があれば当然しなければならないが、例えば、市名変更に要する6,500万円や1億円の寄付金は子育て施策に回せるのではないかと意見を聞いている。
奥土居委員	市名変更については、緊急性がないことと、近くに選挙も予定されていることから、住民投票にかかる経費を抑えて、福祉、子育てに回してほしいという方が多いとの理解によいか。
木戸議員	そういう理解でよい。
栗山副委員長	篠山を元気にする会は、日ごろどのような活動をしているのか。
木戸議員	4月下旬に結成されたことから、あまり活動歴がないことはご理解いただきたい。
参考人	結成してから日も浅いことから、具体的な活動はまだないが、これから仲間と色々考えて活動していきたいと考えている。
栗山副委員長	今回の請願はその活動の一環として捉えさせていただく。
森本議長	住民投票の実施について、住民請求ではなく、請願という方法をとった理由は何か。

参考人	住民請求についても認識はあったが、30名程度の会員が人脈もない中で7,000人以上の署名を集めることはできないと考えた。そうした中、木戸議員から請願という手法もあるとの話を聞かせていただき、請願を提出することで私たちの思いが伝わりやすいのではないかと考え、提出させていただいた。
森本議長	市名変更に賛同する署名が、重複分を除き、9,024人からあったことについては、どのように受け止めているのか。
参考人	市名変更に賛同する署名をされた方の中にも、住民投票の実施を望まれる方は含まれていると考えており、その署名と今回の請願は別のものだと思っている。今回、請願の趣旨に賛同する署名を集める際、幼稚園の保護者などは、興味がないという意見が多かったが、市名の変更について、自分たちが意思表示できるか、あるいは市長や市議会で決めてもらうか、どちらがよいかとの問いかけに対して、関わりたいという思いの方が多かったので、市名変更に賛成の方も反対の方も興味がない方も請願の趣旨に賛同いただき、署名していただいた。
森本議長	住民投票の結果、投票率が50%に満たない場合は、開票しないと規定されているが、どのようにすれば投票率が50%を超えると考えるか。
参考人	我が家には有権者が2人おり、どちらかが投票に行けば50%になる。各家庭で50%を意識していただいて投票に行っていたら、おのずと投票率は50%を超えるのではないかと。住民投票の実施が決まれば、投票率が上がるように働きかけたい。
日程第2 要望等調査 丹波篠山市への早期変更を求める要望書	
【主な説明】	
要望書に基づき説明	
【主な質疑】	
栗山副委員長	市名変更について、若い世代からはどのような意見があるのか。
参考人	過去には、商工会青年部がインターチェンジ名や駅名の改称について運動したことがある。そのようなことから一日も早く篠山の未来のために市名を変更すべきとの声が圧倒的にある。
奥土居委員	要望書には「住民投票で議論を長引かせず」との記述があり、現在、

市長もふるさと一番会議等で市民の意見を聞いているが、概ね議論は終わったと認識しているのか。

参考人

昨年2月に市名変更に関する要望書の提出、11月には署名を市長、議長に提出させていただいた。その間に色々議論もされ、また様々な機会を通じて話もさせていただいた。時間の経過とともに、誹謗中傷に耐えられなくなっている。早く結論を出してほしいと考えている。

奥土居委員

誹謗中傷などはどの程度あるのか。

参考人

メールや匿名での電話がある。商工会への批判や会員個人への批判もある。喧嘩をしているわけではないので、議会で結論を出していただければよいと考える。

安井委員

住民投票することによって市名変更問題の決着が遅くなると考えているのか。

参考人

市名変更を求める署名数は、住民請求の要件である5分の1を遥かに超えている。その民意を汲んでいただき、検討した結果、住民投票を実施するのであればよいが、検討がなされていないので、市名変更を求める署名が無視されていると感じている。

安井委員

市名変更に賛同する署名を多く集められており、その方たちから住民請求するという方法もあったのではないか。

参考人

議員を信頼しており、そのために議会があると考えている。議員と住民の考えが乖離した場合に住民投票は行われるべきであると考えており、住民投票は当初から選択肢にはなかった。

■選挙管理委員会事務局

日程第3 所管事務調査 住民投票について

【主な説明】

資料に基づき説明

【主な質疑】

安井委員

住民投票を選挙と同時に実施すると想定した場合、国政選挙と地方選挙とではどのような違いがあるのか。

選挙管理委員会事務局 選挙人の規定が異なる。国政選挙の基本的な要件は18歳以上で日本国籍を有する者とあるが、県の場合は、県内に引き続き3か

月在住、市の場合は市内に引き続き3か月在住するとある。例えば、篠山市から三田市や他府県に転出される場合など、選挙ができる人の対象が若干変わってくる。

また、政治活動等については、国、県、市ともに基本的に同じであるが、市議会議員選挙の場合は、規制される項目が少なくはなる。

河南委員 住民投票の告示日はいつになるのか。

選挙管理委員会事務局 篠山市住民投票条例第7条第2項において、投票日の7日前までに告示しなければならないと規定されており、市長選挙や市議会議員選挙と同じである。

奥土居委員 住民投票と選挙を同日に実施する場合、政治活動が控えめになるとの説明であったが、再度、詳細を説明願いたい。

選挙管理委員会事務局 選挙期間中は一定の選挙活動が禁止され、また団体が行う一定の政治活動については、選挙と直接関係がなくても、演説会やポスター掲示、ビラの配布、拡声器の使用などが制限される。住民投票活動は政治活動のひとつと位置づけられることから、団体としての活動が制限される。個人の活動は制限されない。

奥土居委員 住民投票を単独で実施する場合は、特に制限は無いということか。

選挙管理委員会事務局 住民投票単独の場合は、篠山市住民投票条例の規定に基づくものであり、公職選挙法の制限を受けないため、住民投票条例第10条で規定する買収、供応、脅迫など人に迷惑を掛けない運動であれば制限されない。

奥土居委員 同日に行う場合、要望団体等の活動は、選挙違反となるが、一個人が住民投票について活動を行うことには問題がないということか。

選挙管理委員会事務局 お見込みの通りであり、個人的にビラを作って配ることは制限されないが、〇〇の会で作ったようなビラを配ると抵触する。また、住民投票では規制されていない戸別訪問については、選挙と同日に行った場合に選挙運動との区別が難しいことから、注意が必要である。

奥土居委員 住民投票を選挙と同日に行う場合の投票所に出入りし得る者の制限について、国や県の選挙では異なるが、市の選挙であれば選挙人と住民投票の投票資格者が同じであるため問題はないということか。

選挙管理委員会事務局 住民投票条例では、市議会議員又は市長選挙の選挙人と住民投票の投票資格者は同じであり、基本的に問題はない。しかしながら、仮に市長選挙と住民投票を同日に実施した場合、期日前投票で市長選挙だけを行い、後日、住民投票だけをするために選挙会場へ入場するとなった場合は、市長選挙を目的として来られたのではないため、選

挙会場へ入ることについて疑義が生じるため、検討が必要であると考ええる。他の事例として、投票対象者が異なる場合には、投票所を別に設けて行っている。

奥土居委員 遠隔地における不在者投票について、住民投票は公職選挙法に基づく選挙でないことから、選挙と同日であっても、住民投票のみの実施であっても、住民投票にかかる不在者投票に協力を得られない可能性があるという意味では同じことか。

選挙管理委員会事務局 そうである。

安井委員 ポスター掲示場について、例えば市長選と同時に行った場合、別になるのか、兼ねることは出来るのか。

選挙管理委員会事務局 住民投票においては、公設のポスター掲示場の設置は想定していない。

栗山副委員長 市長から通知のあった日から、90日を超えない日の範囲内で実施することとなっているが、選挙と同時にしようとするれば、市長が通知をする日を選挙の90日以内の日にするれば可能か。

選挙管理委員会事務局 通知から90日の間に他の選挙があれば同日実施は可能である。選挙管理委員会としては、市長から通知があつてから、いつ実施するかということを定める。

安井委員 例えば2月の市長選の90日以内に通知があつた場合、同時にするかしないかを定めるのは、選挙管理委員会の権限か。

選挙管理委員会事務局 条例では選挙管理委員会が定めることとなっている。

■議員協議

請願第2号 市名変更は市民の手で決める機会の創出を求める請願

隅田委員長 請願の取扱いについて協議いただきたい。

河南委員 請願者の願意も十分理解するところであるが、現在、市長もふるさと一番会議等で市民の声を聞いているところであり、また、今定例会において、4名の議員から市名変更問題について、一般質問も行われる。そのようなことも聞いたうえで、後日、再度協議を行ってはどうか。

恒田委員 請願のほかに要望書についても意見を聞いた。また、選挙管理委員会事務局からも住民投票制度について説明を受けたこともあり、今日、委員会として結論を出してもよいのではないか。

安井委員 これまで行ってきた他の請願審査と同様に先送りせず、本日結論を

出すべきではないか。

栗山副委員長 先送りせず、本日結論を出すべきだと考える。

隅田委員長 この請願に対して、本日、結論を出すかどうかであるが、結論を出すという方向でよいか。

— 異議なし —

■ 討論

栗山副委員長 (反対討論) われわれは市民代表として選ばれており、議会や会派または、議員個人でも市名変更問題について、市民の声を聞いたり、調査も行ってきた。選挙で選ばれた議員は市民の負託を受けており、また、二元代表制であることから、住民投票ではなく、議会で審査し、決定すべきと考える。

安井委員 (賛成討論) 本日、紹介議員及び請願者から話も伺った。この請願の特徴は、市名変更賛成の方、反対の方の両方がその趣旨に賛同された請願であることが大きな意味を持っていると考える。市名変更賛成、反対どちらにせよ、この問題に対して市民の意思を反映させてほしいという願意であり、まっとうな事である。2年前の市議会議員選挙では、市名変更は争点ではなかったため、各議員は市名変更賛成、反対などは公言していなかった。私たち議員の支持者にも、賛成、反対両方の意見の方がいらっしゃる。そのようなことも踏まえると市民一人一人の意見を市名変更という大きな問題に反映させてほしいという請願は、非常に重いものであり、採択すべきと考える。

■ 採決

請願第2号 市名変更は市民の手で決める機会の創出を求める請願

請願事項1 市名変更は住民みんなの意見が反映されるように住民投票を行うこと。

— 賛成多数・採択 —

請願事項2 住民投票は一般選挙と同時に行う等、出来るだけ経費がかからない方法をとること。

— 委員1名退席 —

— 可否同数・委員長決し採択 —

隅田委員長	本日の審査での質疑や議員協議の内容、並びに審査結果をもって、6月定例会最終日に委員会の審査報告を行いたい。その報告にあたって、報告すべき事項等など、意見があれば出していただきたい。
安井委員	市民が自分たちの手で市民一人一人に関わる市名の問題について決めさせてほしいという請願である。議会は二元代表制の一翼を担っているが、市名の問題に関しては市議会議員選挙で洗礼を受けていない。選挙での洗礼を受けずに市名を変更することは、民主主義のうえで適切ではないと考えることから、他の議員も請願の趣旨に賛同いただきたい。
栗山副委員長	市名変更問題に関しては、議会としてしっかりと審議し、議会で議決することが一番大事であり、それが議員の役目だと考える。
隅田委員長	<p>この結果を含め、委員会の審査報告については、委員長に一任いただきたい。</p> <p>また、本日の会議の記録については、事務局に調整させ、委員長、副委員長において内容確認を行いたい。</p> <p style="text-align: center;">— 異議なし —</p>
市名変更に関する住民投票の実施について（要望）	
丹波篠山市への早期変更を求める要望書	
隅田委員長	<p>2件の要望書については、要望者へ委員会の調査結果の回答が必要であるため、回答内容等について意見願う。</p> <p style="text-align: center;">— 意見なし —</p>
隅田委員長	<p>特に意見がないようなので、2件の要望に対する回答書については、委員長に一任いただきたい。</p> <p style="text-align: center;">— 異議なし —</p>
隅田委員長	<p>要望に対する回答について、7月4日の6月定例会最終日において、請願に対する採決が行われる予定である。そうしたこともあり、本会議終了後の議会運営委員会において回答書の文面を確認いただき、了承が得られれば、要望者へ回答したい。</p> <p style="text-align: center;">— 異議なし —</p>

■その他

年間調査テーマ・活動計画

隅田委員長 当委員会の年間調査テーマ・活動計画について、平成30年度は、「花を咲かせよう予算」として、市制20周年に向けた予算が編成されており、1、「日本遺産、景観刷新、観光」2、「農都創造」3、「子育て、定住促進、雇用」4、「医療、公共交通」の4つの柱が示されている。当委員会の所管となる特に「日本遺産、定住促進、公共交通」を大テーマとして、調査等を行ってはどうかと考える。教育委員会においては、「子育て」に関連する「教育いちばんの篠山市」をテーマにこども園や児童クラブなどの教育環境の整備や本年度から小学校で先行実施される英語教育についても注視したいと考えるがどうか。

安井委員 篠山市学校教育改革5カ年・10カ年実施計画策定から8年が経過しようとしており、その検証は必要であると考えている。市内には小規模校が多く、学校の適正規模・適正配置について所管委員会として考えていくべきではないか。その方策の一つに小中一貫校があるが、小規模校の統廃合だけではなく、小中一貫校についても調査研究を行ってはどうかと考える。

隅田委員長 小規模校の統廃合に向けて、調査研究を行ってはどうかという提案か。

安井委員 篠山市においても子どもたちが減少しており、学校の適正規模・適正配置については、避けて通れないと感じている。文科省の適正規模配置計画からすると、篠山市は学校数が多い。教育の質や部活動を考えると今のままでよいとは考えにくい。大局的、長期的な視野に立って、小中一貫校も含めて適正配置について調査研究してはどうか。

奥土居委員 学習指導要領が改訂されるので、特に英語教育、ALTとJTEの関係について、また公共交通が大きく変わるので、先進事例について調査研究を行ってはどうか。

恒田委員 外国語教育については4、5年前から先進的に取り組んでいる自治体もあり、そのような事例研究もよいのではないか。

隅田委員長 各委員の意見も踏まえ、年間テーマの設定及び調査スケジュールについては、正副委員長に一任いただきたい。

— 異議なし —

行政評価について

隅田委員長 昨年度に引き続き、平成29年度決算にかかる行政評価を実施する。行政評価に係るスケジュールは、本日、常任委員会で行政評価対象事務事業の選定、7月に執行部へ「行政事務事業評価・審査表」の作成・提出依頼、8月に行政評価対象事務事業に対する執行部からの成果説明を受け、10月に各常任委員の個別評価実施、各常任委員会での取りまとめを行い、決算特別委員会で各常任委員会の審査結果を参考配付し、12月定例会で審査結果を報告というスケジュールとなる。

本日は、総務文教常任委員会として、行政評価対象事務事業を選定いただきたい。なお、対象事業選定に当たっては、昨年と同様、各部から1事業、当委員会では、政策部、総務部、教育委員会から、1事業ずつの計3事業を評価対象としたいと考える。

奥土居委員 総務部は全国ビデオコンクール事業について、方向性が市内から県外へ移りつつあるので、評価してもよいのではないかと。病児保育事業について、周知等、広がりつつあるが、定住促進につなげていくことが必要ではないかと考えており、評価してはどうか。

河南委員 企業誘致促進費について、目に見える事業の推進が行えていない。

安井委員 大沢栗栖野線の開通などインフラ整備が進んでおり、どのような誘致活動をし、どのような成果があるのか評価すべきではないか。

恒田委員 職員研修費について、今後益々職員をスキルアップのために研修も必要であるので、その評価も必要ではないか。

隅田委員長 行政評価対象事業については、各委員の意見を踏まえ、正副委員長で協議した結果、政策部は、企業誘致促進費、総務部は、全国ビデオコンクール事業、教育委員会は学校教育充実事業としたい

— 異議なし —

所管事務調査について

隅田委員長 今会期中に所管事務調査を実施したいと考える。テーマを、「味間認定こども園の教育環境の現状と課題」と「たきこども園の整備について」とし、日程は6月26（火）午後から行いたい。

— 異議なし —

行政視察について

隅田委員長 行政視察について、7月17日（火）～7月27日（金）あたりで調整したいと考える。委員長試案として、テーマについては、「小学校における英語教育の取り組み」（福井県勝山市）と「定住施策」（石川県七尾市）について、考えている。

— 異議なし —

閉会中の所管事務調査について

隅田委員長 閉会中の所管事務調査事項について、協議いただきたい。

— 意見なし —

隅田委員長 意見がないようなので、閉会中の所管事務調査として、「行財政運営に関すること」、「総務管理に関すること」、「教育行政に関すること」を報告する。

— 異議なし —

栗山副委員長 挨拶

14：30 閉会